

○世羅町農業集落排水設備工事事業者規則

(指定の申請)

第3条 条例第8条第1項により指定を受けようとする者は、様式第1号による排水設備工事事業者申請書に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（法人の場合を除く。）
- (2) 法人の場合は、その定款及び登記の謄本
- (3) 前条に規定する技能資格の証明書の写し
- (4) 前年度の納税証明書（町県民税、固定資産税及び事業税）
- (5) 工事経歴書（直前2年間のもの）
- (6) 所有機械調書（車両含む。）
- (7) 従業員名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの